



都市計画素案説明会

～東部大阪都市計画公園の変更について～

令和5年12月14日、17日
守口市

都市計画について

▶ 都市計画とは

まちの土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めることで、必要な規制、誘導、整備を行い、まちの無秩序な発展を防ぎ、適正に発展させることができます。

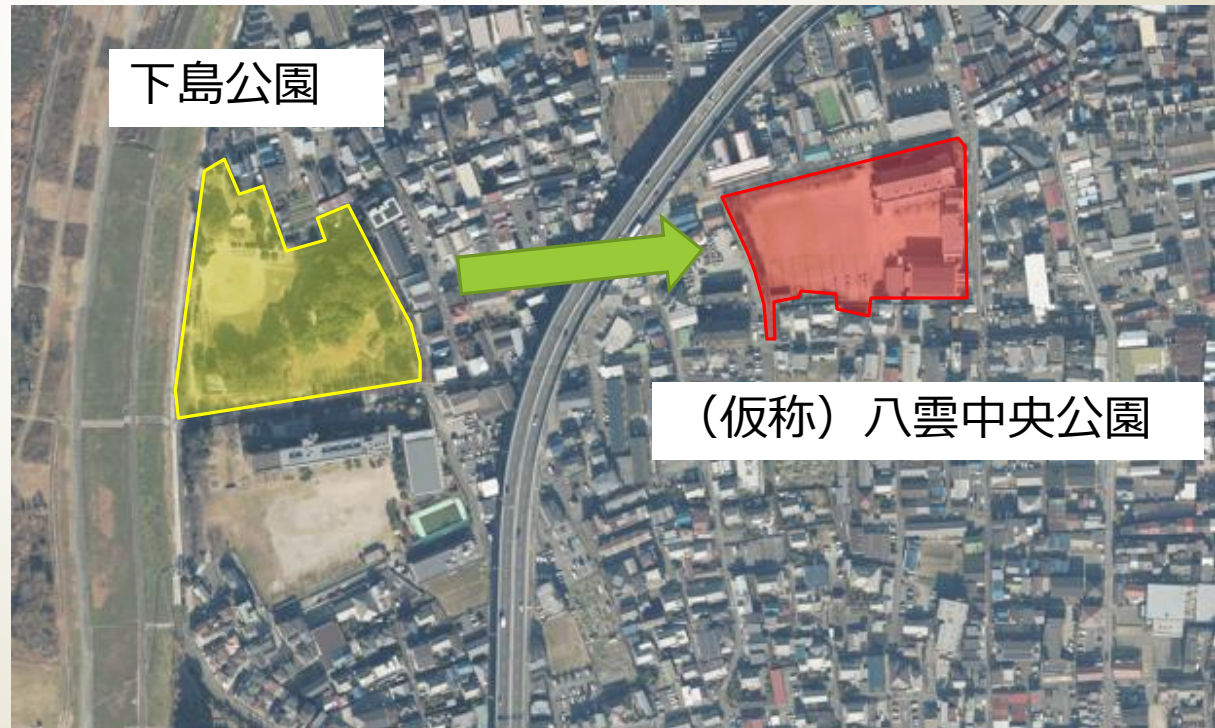
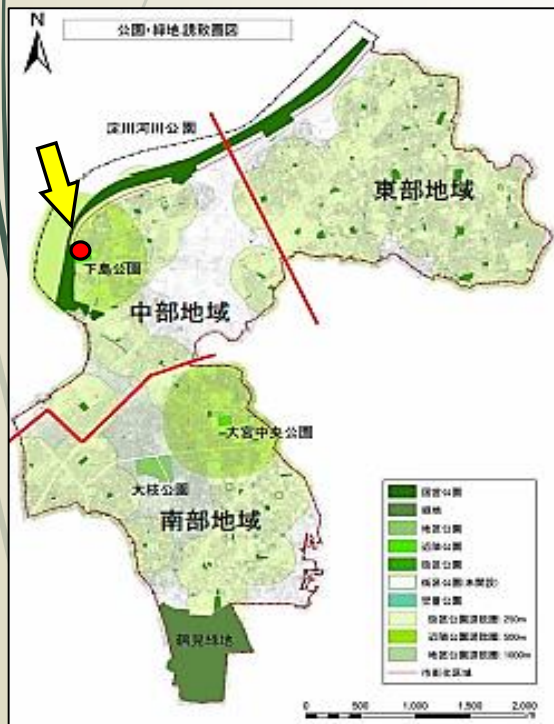


都市計画公園の変更概要

都市計画変更の対象公園

3・3・209-2号下島公園(廃止)

3・3・209-5号(仮称)八雲中央公園(追加)



都市計画変更の理由

- ▶ 守口市学校規模等適正化基本方針等に基づく公共施設の再編事業の一環として下島公園を廃止し、廃止する公園機能の代替として、面積や立地条件、誘致圏等様々な視点から検討した結果、新たに八雲中学校跡地を公園として整備することとします。

対象公園の現況

3・3・209-2号 下島公園(廃止)

種別	近隣公園
都市計画決定面積	1.7ha
変更後の面積	(廃止)
備考	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 管理施設 便益施設



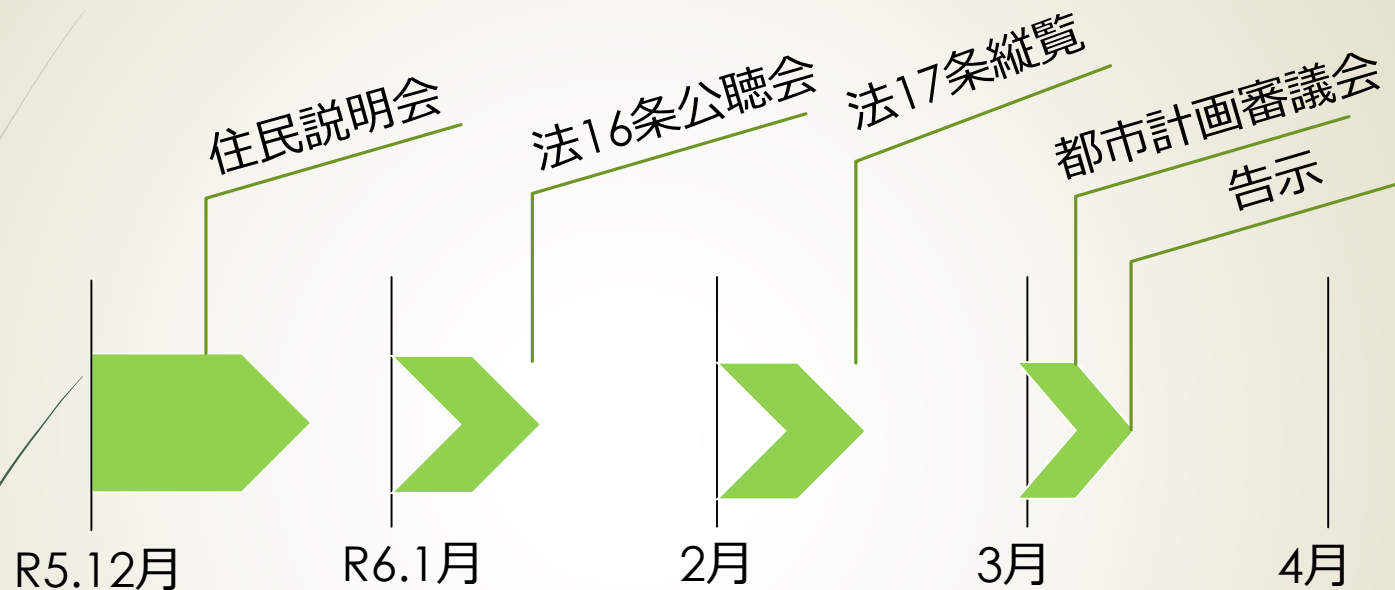
対象公園の現況

3・3・209-5号 (仮称)八雲中央公園(追加)

種別	近隣公園
都市計画決定面積	—
変更後の面積	1.4ha
備考(予定)	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 管理施設 便益施設



都市計画手続きスケジュール



Step1住民説明会12月14日、17日

Step2法16条公聴会1月22日

Step3法17条縦覧2月上旬～2月中旬

Step4都市計画審議会3月上旬

Step5都市計画変更告示3月上旬

公聴会と縦覧について

▶ 法16条公聴会

関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

日時	令和6年1月22日
場所	守口市役所
受付期間	令和6年1月6日～令和6年1月17日

(※公述の申出があった場合にのみ開催します。)

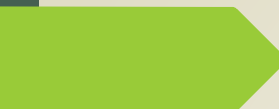
▶ 法17条縦覧

都市計画の素案について意見書を提出することができます

受付期間	令和6年2月上旬頃～2週間
閲覧場所	守口市役所都市・交通計画課

※日時、場所が決定次第、都市・交通計画課のHPにて案内します

おわりに



都市計画素案の説明を終了いたします。

